

野口委員長 まだ、数名の方がいらっしゃっていませんが、定刻になりましたので、ただいまから、第6回「社会保障審議会介護保険部会 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

まずは、事務局より、新たに就任された委員の御紹介と、本日の委員の出席状況について御説明をお願いいたします。

山口介護保険計画課長 ありがとうございます。

まず、本専門委員会委員の異動について御紹介をさせていただきます。今回から新たに清原慶子委員に御就任をいただいております。

本日は、少し遅れているということでございますが、来られたところで、一言いただければと思っております。

続きまして、委員の出欠状況、清原委員以外の先生方でございますが、本日は、菊地委員、野原委員、松田委員から、また、急遽、山本委員から御欠席の連絡をいただいております。

また、松田委員の代理として、豊島区介護保険課事業者指定指導係長の安次富亨参考人にお越しをいただいております。

安次富参考人の御出席について、委員会の御承諾をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

山口介護保険計画課長 ありがとうございます。

事務局側でございますが、諏訪園審議官は、公務のため欠席となります。

以上でございます。

今、清原先生が、いらっしゃいました。

野口委員長 それでは、少し落ちつかれてから、一言、御挨拶を頂戴できればと思います。

清原委員 皆様、こんにちは。

昨年4月まで、東京都三鷹市長をしておりました、清原慶子です。

今後とも、どうぞ、よろしくをお願いいたします。

野口委員長 ありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、続きまして議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

事務局から御説明をよろしくをお願いいたします。

山口介護保険計画課長 お手元の資料の確認をさせていただきます。

厚生労働省では、審議会等のペーパーレス化の取組を推進しており、お手元のタブレットに資料として「介護分野の文書に係る負担軽減に関する取組の進捗及び今後の進め方に

ついて」。

参考資料1として「社会保障審議会介護保険部会『介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会』中間取りまとめを踏まえた対応について」。

参考資料2として「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」。

参考資料3として「『従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表』の参考様式の取扱いについて」(案)。

参考資料4として、神奈川県「介護分野の文書に係る負担軽減の取組について」を御用意させていただいております。

不備等がございましたら、事務局の方にお申しつけください。また、タブレットの操作等で御不明点等がございましたら、適宜事務局がサポートいたしますので、お申しつけください。

以上でございます。

野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきたいと思います。

報道関係の皆様、冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきますので、御退席をお願い申し上げます。

(カメラ退出)

野口委員長 まず、議題1の「中間取りまとめを踏まえた取組の進捗及び今後の進め方について」です。

本専門委員会では、昨年8月から5回にわたり議論を行い、昨年12月4日に中間取りまとめを行いました。

中間取りまとめでは、簡素化、標準化、ICTの活用という3つの視点に立ち、文書負担軽減に資する取組を整理いたしました。

そして、それらの取組の実施スケジュールについて、令和元年度内、1年から2年以内、3年以内という3区分で明示いたしました。

本日は、中間取りまとめの内容を踏まえ、今年度、実施した取組について事務局から報告を受けるとともに、来年度以降の取組の方向性について議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局より資料の説明をよろしく願いいたします。

佐藤老健局総務課長補佐 ありがとうございます。

資料「介護分野の文書に係る負担軽減に関する取組の進捗及び今後の進め方について」というものを御覧いただければと思います。

まず、1ページ目ですけれども、こちらは、開催概要を改めて掲載しております。国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやりとりされている文書について、主に昨年5回にわたって御検討をいただきまして、12月4日に中間取りまとめを公表したとこ

ろでございます。

続いて、2ページが目次になっておりますけれども、本日御説明を差し上げるのは、こちらの3点となります。

1つ目が、こちらは振り返りですが、12月の中間取りまとめの概要、2番目が、令和元年度内の取組について進捗の御報告、3点目が、令和2年度以降の取組についてでございます。

早速まいりまして、最初は中間取りまとめの概要ですが、4ページを御覧ください。

こちらは、過去にお示ししているものと同様ですが、昨年の取りまとめの中で、主に指定申請と報酬請求、指導監査の3つの分野の文書について御議論いただきまして、簡素化、標準化、ICT等の活用という3つの観点で取組を進めるべきと、まとめをいただきました。

それぞれの取組について記載をした上で、赤と青と緑に色分けがしてございますけれども、令和元年度内の取組、1、2年以内の取組、3年以内の取組という色分けをしております。

また、右側のところに「取組を徹底するための方策」ということで、点線の囲みの中に記載をしております。

次の5ページ目は、今後の進め方でございますが、こちらは、中間取りまとめの時点での進め方の概要を示したものになっております。こちらは、令和元年度内の部分について、次の項目で御説明をさせていただきます。

2番目の令和元年度内の取組についてでございますが、7ページに行っていたいただければと思います。

まずは、中間取りまとめを踏まえまして、中間取りまとめの内容を各指定権者の皆様へ周知するという通知を3月に発出いたしました。

その中では、まずは中間取りまとめの基本的考え方、先ほどの簡素化、標準化、ICT等の活用について、改めて考え方を示した上で、特に令和元年度内の取組というものについて、周知を図ったということです。

令和元年度内の取組については、7ページの中の赤い枠で囲っている複数の項目がございますけれども、例えば、押印の省略であったりとか、提出方法の簡素化であったりとか、あるいは様式、添付書類そのものの簡素化といったものについて、周知を図ったということでございます。

特に、令和元年度内の取組については、具体的な対応内容とともに、主なチェックポイントのような形で整理をしまして、できるだけ分かりやすく自治体の方に取り組んでいただくということで示しております。

こちらは、参考資料の1番に、発出した通知の、そのものの写しを入れておりますので、必要に応じて御参照いただければと思います。

自治体の介護の御担当の部署も、お忙しい状況とは思うのですが、今後、これを

踏まえて、取組を進めていっていただくということで、また、その中でフィードバックをいただくということを期待しております。

続きまして、8ページですが、こちらは処遇改善加算と、昨年10月に開始しました特定処遇改善加算の申請様式の簡素化でございます。こちらは、もともとの処遇改善加算と、新たに始まった特定処遇改善加算と、それぞれに申請様式が必要となっていたところを、こちらを一本化した様式を、今回新たに整備をしまして、来年度分からは、こちらを一本化した様式で申請をいただくということでお示ししております。

そちらのポイントについては、8ページの見直しのポイントというところに、少し図示をしておりますけれども、1つは様式の統合化ということで、指定権者の皆様には、原則、今回お示した様式には変更を加えないでくださいということを周知しております。

また、添付書類の関係ではチェックリストを設けることで、原則、添付書類の提出は求めないということを承知しております。また、様式への押印欄も廃止をしております。

同じ8ページの囲みの中の2つ目の ですけども、中間取りまとめには、特に明記をしていなかったのですが、国保中央会様に対して、各都道府県の国保連合会様が各サービス事業所等に毎月送付する処遇改善加算等の算定実績に関する文書について、運用の統一の御要望がありましたので、そちらについて、厚労省から依頼を実施するというのも、併せて進めております。

続きまして、9ページにまいりまして、こちらは、いわゆる勤務表と呼ばれている従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表の様式例の簡素化となります。

こちらは、シフト表のようなものになりますけれども、従来より、国が参考様式を示しておりましたが、各自治体が国の参考様式に改変を加えた様式を使用しているということが明らかになりましたので、中間取りまとめでは、厚生労働省の示す参考様式について、自治体の意見を確認する機会を設けながら改定を行うとされております。

これを踏まえまして、まずは、国が専門委員会における意見等を踏まえて、参考様式を示しまして、自治体の皆様から御意見をいただきながら、さらなる見直しを進めて、標準化を図っていくとしております。

こちらについては、明日付で事務連絡を発出しまして、参考様式の見直しについて示すということを検討しておりまして、今回、事務連絡の案を参考資料の3番におつけしておりますので、適宜御参照いただければと思います。

スライドのほうには、見直しの基本的な考え方ということで記載をしておりますけれども、一部、国の従来の様式には足りていなかったようなところで、人員の数を算出するに当たって必要な数値については、一覧で確認できるようにということを見直しの考え方としております。

また、この数値がサービス種別ごとに異なるので、サービス種別ごとに様式例を示していくべきだと考えております。

また、ローカル・ルールがあったところで、その期間が4週間であったり、1か月であ

ったりという違いがございましたが、こちらは勤務実績の記載にも利用できるように1か月を標準としたいと考えております。

また、入力の利便性という観点で、ファイル形式をエクセルとする。こちらは、国の様式は既にエクセルであったのですが、それを徹底いただきたいということと、人員の確認に関する数値は自動計算数式を挿入することであったり、記入の選択肢が限られる欄は、プルダウンにするなど、記入の簡素化を目指しております。

また、必要項目を満たしていれば、各事業所で使用するシフト表等の提出により代替することで可能とするとしております。

こちらについては、今回で終わりというものではなくて、継続的によいものにしておきたいと考えておりまして、今後の進め方とございますけれども、令和2年度の夏めどで自治体から御意見をいただいたものを反映して、サービス種別ごと、今回は4種類をまずお示ししていますが、これを全サービスに展開したものをお示ししたいと考えております。

その上で、今回見直しの中では、加算に関する項目は考慮せずに作成しておりますけれども、必要に応じて報酬改定の動きも踏まえた上で参考様式の追加修正を行って、令和2年度中に整備したのものについて周知徹底を図るというスケジュールになっております。

続きまして、10ページですけれども、こちらは関連の年度の省令改正ということで1つにまとめていますが、内容としては2つの内容が含まれております。

1つ目が老人福祉法施行規則の改正ということで、こちらは、介護保険法施行規則を昨年度改正したことに合わせた、整合性を取った改正を行うことで、結果として、介護保険法に基づく提出書類と老福法に基づく提出書類とを共通化しやすくなるものと考えております。

もう一点が、介護療養型医療施設から介護医療院への移行の際の開設許可申請について、特に施設等で変更がない事項についても、今まで全て提出対象の項目となっていたところを、変更がない事項に関する資料については、提出を省略ができるように、介護保険法施行規則の改正を行うというものになっております。

実は、介護医療院のこちらの方は、中間取りまとめでは1、2年以内の取組となっておりますけれども、前倒しで行うことができましたので、令和元年度内の取組をしております。

いずれも詳しくは、10ページの下欄を御覧いただければと思います。

続きまして、11ページが、実地指導の関係になります。

今年度5月に、実地指導の標準化・効率化に関する運用指針というものが、既に出ておりましたけれども、これを推進するためということで、全国の介護保険指導監督等職員への研修を実施したというものになります。

皆様に標準化・効率化指針の趣旨や意義を理解していただいて、実地指導において実践するためのワークショップとなっております。

我がこととして考え、自ら実践してもらうよう促すプログラムと工夫がされているもの

になります。

こちらは、今年度分は、一部中止になったところもございますけれども、来年度も継続して実施をしていくということで、また、そこで得た御意見なども参考にしながら、標準化・効率化指針のさらなる見直しもしていくということを検討しております。

ここまでは、令和元年度内の取組の御報告でして、12ページ以降が、来年度、令和2年度以降の取組についてになります。

13ページを御覧いただければと思います。

こちらは、検討の内容としては、具体的には、これからということになりますけれども、進め方の確認ということで、こちらのスライドを御用意しております。

来年度、中間取りまとめで、1、2年以内の取組、3年以内の取組とされている項目については、老人保健健康増進等事業、いわゆる老健事業を活用しながら、さらなる検討を行うとしております。

具体的な見直しの方向性については、専門委員会にて議論を行った上で、その結論に応じて、速やかに省令改正や通知事務連絡発出等の必要な対応を進めるとしております。

下にスケジュールの形で示しておりますけれども、老健事業については、このオレンジ色のバーのところ、3つのテーマで調査研究を公募したところになります。

簡素化・標準化の観点では、変更や更新などに関するもので一本、また、実地指導に関するもので一本、また、ICTの活用に関するところで一本となっております。

こちらで調査研究も活用しながら検討をしまして、時期は未定ですが、来年度の秋冬頃には、調査研究の成果も上げながら御議論をいただくということを考えております。

次の14ページは、御参考までに、先ほど申し上げた3つの調査研究のテーマについて、詳細を記載したものになります。

続いて、15ページに行っていただければと思います。

来年度の全体的な進め方は、今、御説明のとおりなのですが、個々の項目について、簡単に取組の方向性について確認をさせていただきたいと思っております。

ここからのスライドで、いずれも上の点線の囲みのところは、中間取りまとめからそのまま引用しているものになっております。

15ページは、変更届の頻度等の取扱いということで、指定申請については、特に人員交代等の変更があったときの変更届が頻繁であったりとか、類似の文書の重複提出があって負担であるという御指摘をいただいておりますので、重複や二度手間をなくすということを念頭に、省令に定める変更時に届出が必要な提出項目について精査をするとともに、変更届の様式例や添付書類の範囲を整理する方向で見直しを検討するとしております。

こちらは、スライドに例を挙げておりますけれども、変更のときに届出が必要な項目は、新規で届出が必要な項目のうちの一部を提出することになっておりまして、例えば訪問介護の例で申し上げますと、赤字になっているところが、変更があった際に届け出なければならないとされている項目となります。

こちらが、それぞれ真に必要な変更届が必要なものかどうかということであったり、どういった変更が生じた場合に、何を出さなくてはいけないのかということが明確になっているのかということを検討する必要があると考えております。

吹き出しにしているところで言いますと、例えば、運営規程という項目がございますけれども、運営規程の中に様々記載項目があるわけですが、その中の何が変わったら出さなければならぬのか。

例えば、従業員の員数が、人員基準の範囲内で少し変更があった場合でも出さなければいけないのかというような御指摘も委員会の中であったかと思えます。こうした点について、一つ一つ精査をして検討を進めるということが必要になっております。

続きまして、16ページは、更新申請になります。

こちらは、6年に一度の更新ですが、自治体によって手続に差異があるという指摘がございました。

実際に、こちらは、都道府県向けにアンケートをした結果になるのですが、例えば左側の特養の更新申請の例ということで見ていただきますと、最も少ない自治体で2枚、最も多い自治体で149枚ということなので、かなり差があるということが分かるかと思えます。

内容を見ますと、多いところは新規と同じものを更新時も求めている。2枚のほうは簡素化をしているということで、できるだけ簡素化している自治体に合わせる方向で見直しを検討するとされておりますけれども、現時点では、単にアンケートで数字を得たのみなので、実際の業務フローなどを確認しながら、どう少ないほうに合わせられるかということについて、実態把握と検討を進めてまいりたいと思っております。

続いて17ページですけれども、こちらは、併設事業所や、複数指定を受ける事業所に関する簡素化になります。

専門委員会でいただいた意見として、これまで、介護保険法の制度改正の中で、予防サービスの開始であったり、総合事業の開始であったり、もともと1つだった事業所に複数の看板が出るようなケースが増えているということで、それに伴って、手続が複雑化したり、重複しているところがあるという御指摘がありました。

こちらは、少しイメージを絵にしているものですが、例えば、訪問看護と介護予防の訪問看護と複数の指定を受けている事業所で、類似の書類を重複して求める場合がありますとか、6年ごとの指定更新について、途中で予防サービスが創設されたものですから、それより前から運営されている事業所については、通常のサービスと、予防のサービスと、指定の更新期間がずれてしまっているということで、これを合わせるほうに集約できないかということがあったりします。

下は、総合事業の併設ですけれども、こちらは、例えば特養に、通所介護と総合事業の通所型が併設されているとなりますと、特養の部分と通所介護の部分は都道府県に提出を、総合事業の部分を市町村に提出をということになりますので、例えば、こちらを一部、指

定の際に書類を簡素化する等の取組ができないかというような御指摘をいただいているところです。こちら研究事業の中で詳細に検討を進めてまいりたいと思います。

続いて、18ページが指導監査の時期の取扱いということで、こちらは、実地指導の頻度について、多くしたほうが適正にもつながるという御意見と、過去の実績に応じて実地指導の間隔を延ばすことも可能という御意見と両方の御意見がございましたので、適切な事業所運営を担保することを前提に実地指導の実施頻度等について、さらなる効率化を図られるよう検討を行うということが課題となっております。

こちらの標準化効率化指針、先ほど出てきた指針等の見直しとあわせて、実地指導の実施状況の把握を、まずは行うということで、全国の自治体を対象にアンケート調査を行った上で、それを分析して、ヒアリング調査などを行いながら、効率化方策についてさらなる検討を行うと考えております。

続いて19ページですけれども、こちらは、様式例の整備ということで、現時点で様式例が存在していないもの、あるいは添付書類の範囲が明確でないものなどについて、例えば、総合事業であったり、加算の添付書類がございますけれども、こうしたものについて作成すべき様式例の範囲や、優先順位を検討した上で必要な整備を行っていくというものになります。

また、様式例以外にも標準化のために有効な方法がないかを検討して、必要な対応を行うとしているものです。

続きまして、20ページがICTの活用の関連になります。

ウェブ入力・電子申請につきましては、専門委員会で多数の御意見をいただいていたところです。

ですので、こちらは、それらを踏まえながら、令和2年度中に検討して方針を得るということになっております。

中間取りまとめにございますように、既存の介護サービス情報公表システムを活用して、指定申請、報酬請求に関する届出等の入力項目の標準化とウェブ入力の実現ということについて、実現可能性、技術的課題及び費用的効果に関し、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムの機能も参考にしながら、令和2年度中に検討し、方針を得るという予定でおります。

さらに、その上で各都道府県の所有されている事業所情報の管理を行うシステムとの連携可能性についても併せて検討を行うとしております。

また、データの共有化・文書保管の電子化につきましては、ウェブ化、ICT化の中で、実現される部分もございますし、あるいはルールの整理が必要な部分があれば検討していくと、例えば、文書の保管についてのルールなども統一といったことも、併せて検討していくということになっております。

次の21ページが、最後のところですが、自治体における取組推進のための仕組みの検討となっております。



こちらは、まず、1つは、いわゆるインセンティブ交付金の評価指標の中に、今回新たに文書削減についての項目を設けております。

都道府県、市町村それぞれに新たな評価指標を追加しております。都道府県については、市町村についての支援ということも入れております。いずれも文書量削減に関する取組を実施しているかということについて、指標化したものになっております。

また、もう一つは、今回の法改正の一環として、介護保険事業計画の記載事項の中に、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加するということが提案されております。

こちらが実現しますと、業務効率化の一環として、文書負担軽減についても自治体の計画の中に記載いただくということを想定しております。

こうした仕組みを通じて、国・自治体・介護サービス事業者が協働して取組を後押ししていくということを考えております。

後ろの2枚は、御参考ですけれども、中間取りまとめについては、主に行政に提出する文書についてまとめておりますが、現場のケア記録等の負担軽減に関連する取組ということで御紹介をしているものです。

1枚目は、ICT導入支援事業ということで、介護事業所にシステムやタブレットなどの機器を導入する補助金の事業となっております。

また、23ページのほうに関しては、介護事業所間の情報連携を全国で推進するための事業になります。いずれも御参考として御紹介させていただきます。

資料について、今、スライドで関連するものが、参考資料1、2、3ということで、1、2は、既に発出した通知について写しを添付しておりますのと、3については、先ほど申し上げましたとおり、勤務表に関する、明日発出をしたいと考えている事務連絡の案について添付しております。

最後の参考資料4のところですが、神奈川県様の介護分野の文書に係る負担軽減の取組についてというスライドをつけさせていただいております。

こちらは、先日、処遇改善加算の様式の本一化について、自治体向けの御説明の機会を設けた際に、神奈川県様のほうから、これまで県で取り組んでこられている文書の負担軽減の取組について自治体様に御発表をいただいたものになっておりますので、こちらは御参考としてつけておりますので、御覧いただければと思います。

資料の御説明は、以上になります。

野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対して、皆様からの御意見あるいは何か御質問がある場合は、御質問を頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

遠藤委員、どうぞ。

遠藤委員 まず、今回の委員会を再開していただきましてありがとうございます。

取組の経過報告や、定着の振り返りということで、これからの3年間の取組について、引き続き、当委員会で議論が継続されることを、ぜひ、お願いしたいと思います。

2つ目は、令和元年度内の取組につきましては、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議での周知徹底、自治体に対するインセンティブ評価により徹底を図っていただいておりますが、これが、今後、定着しているかどうかについても、ぜひ検証をお願いしたいと思います。

また、なかなか簡素化・標準化できない理由があれば、それをしっかり把握して、今後の対策につなげていただければと思います。

それから、令和2年度の処遇改善、特定処遇改善加算で通知された標準様式は、原則として都道府県等において書式の変更を加えないと記載されたこともありまして、私の会社のほうでも、全国の状況を見ると、非常に標準様式が採用されているということなので、大変よかったと思います。

最後に、令和2年度以降の取組につきましては、更新申請でございますけれども、ぜひ先ほどの自治体によって、必要書類が2つのところと、149と、こういう差があることをお示しいただきましたけれども、簡素化している自治体に合わせる方向で検討いただくことは、ぜひ期待したいと思います。

それから、更新申請は、17ページの例示にあるとおり、事業が継続されていることを確認すること、それから変更事項の届出に漏れがないこと、これを確認すること、これだけで書類の提出は十分ではないかと、このように考えます。

最後ですが、ICT化、ワンストップ化、これが今年度御検討いただいて、令和3年度から開発着手というのを、ぜひ、つなげていただければと思います。

以上でございます。

野口委員長 どうもありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。

橋本委員、どうぞ。

橋本委員 ありがとうございます。

まず、10ページの介護医療院への移行のところで、1年以内の取組が早々と前倒しで対応していただいて、ありがとうございました。

3番目の令和2年度以降の取組について、というところですが、3本の老健事業を行い、それを参考に活用しながら精査とか検討を進めるというお話でした。老健事業は、予算の関係とかで単年度事業ではあると思うのですけれども、単年度になりますと、現状把握だけとなり、こういう取組をしてよくなったかとか、時間が短縮されたかとか、能率が上がったかとかということになりますと、やはり、2点調査の必要があるかなと思うのです。

以前までは、こうだったけれども、こういう試みをする、これくらい早くなったとか、能率的になったということになりますと、往々にして、1年単年度だと時間が足りなくて、そういったことを検討するような材料が出にくい。そのような調査が今までもありましたので、単年度で行うのであれば、なるべく早めに、計画を立ててすすめると、2点を比較

調査することも可能かなと思いますので、よろしく願いいたします。

野口委員長 どうもありがとうございました。ほかに、いかがでしょうか。

山際委員、どうぞ。

山際委員 ありがとうございます。

中間取りまとめの中身に沿って、着実に前進が図られていると受けとめております。ありがとうございます。

今後の令和2年度以降の取組についてですが、ぜひこの委員会の場でも、現場から声も上がっております、介護記録の問題であるとか、あるいは利用者との確認の行為、ここについて非常に手間がかかっているということがありますので、ぜひこの軽減化を検討することを項目として入れていただくと、ありがたいなと思っています。

当然、その際、利用者と事業者、それから保険者という関係性の中で、何を確認すべきかということを確認していく必要があるだろうと思っています。当然、利用者と事業者の間で契約行為になるわけですから、これらの本来あるべき確認事項というのは、一体何なのだとということ明確にした上で、これらの軽減化、簡素化というものについて、検討を図っていただければと考えております。

以上でございます。

野口委員長 どうもありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。

久保委員、どうぞ。

久保委員 日本看護協会の久保でございます。

これまでの議論を酌んで、今年度から様々な取組を進めていただいて、また、次年度以降の取組につきましても、本日、方向性を示していただいたということで、前進している姿が見えたかと思っております。ありがとうございました。

その上で、何点が意見を申し上げたいのですけれども、まず、資料の11ページ、実地指導の研修につきまして、既に以前から実施されているものではありませんでしたが、今回、運用指針を周知し、実施指導の標準化・効率化を図るという意味では、大変意味があるものと考えております。今後の継続実施についても、こちらの資料に記載がございますが、ぜひ実地指導に関わる多くの自治体職員が参加できるように、引き続き継続した開催をお願いしたいと思います。

それから、16ページの更新申請時に求める文書につきまして、簡素化している自治体に合わせると方向性が示されておりますが、自治体によっては、必要性から提出を求めている書類もあるのではないかと、実態としては思っております。

簡素化は、大前提でございますけれども、その際、やみくもに減らすだけということではなくて、書類の必要性も踏まえた上で、提出の要否ですとか内容をしっかりと検討いただければと思います。

19ページですけれども、報酬請求に関する添付書類の整備を進めるにあたりまして、ぜ

ひ記載内容の妥当性といったところでも見直しと簡素化を図っていただければと思います。例えば訪問看護ですと、介護報酬の特別管理加算を請求する際に提出が必要となっている届出書におきまして、この加算の要件にはなっていない内容について問う、項目がございます。

こういった内容を省略するというのも、現場で書類作成に係る負担軽減につながっていくと思いますので、ぜひ併せて検討していただければと思います。

それから、中間取りまとめの内容から、本日、様々な取組をお示しいただきましたが、今回対象とされていた指定申請、報酬請求、指導監査、この3つ以外の文書に関しまして、現場では非常に負担となっているという声を聞いております。

一方で、例えば、ケアに関する記録などが、ケアの質の担保という視点では大変必要なもので、負担だから省略してしまえばいいというような簡単なことではないといったことも承知しております。

こちらの委員会では、対象となっておりますが、これらのケア記録の内容につきましても、現場での意義は担保しつつ、負担軽減が図られるように取り組んでいただければと思います。

以上でございます。

野口委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

では、濱田委員、梶田委員で、お願いします。

濱田委員 ありがとうございます。

チェックリストの使用など、中間報告に記載された文書削減が大変期待できる具体的な方策を開発していただきまして、また、更新申請の申請文書の枚数も、アンケートでお示しいただくなど、非常に関係者が納得して取り組める風土ができつつあるなということで、改めまして事務局の皆様方に感謝を申し上げたいと思っております。

引き続き、ICT化を活用した介護情報連携の推進、今後のことになろうかと思っておりますが、これも保険者ごとに自由に様式やファイルを開発がされますと、情報連携が難しくなる場合もございますので、できますれば、以前も申し上げておりますが、介護報酬請求システムのように、厚生労働省様のほうで、同様の様式や方式に取りまとめをしていただけますと、大変幸いかなと思っております。

また、現在、一部で新型コロナウイルス感染防止に取り組む必要がある関係で、我々、介護支援専門員とサービス事業者などが直接面談しにくいような場合もございます。このため、これは今後のことになろうかと思っておりますが、情報連携を進める上で、濃厚接触者や陽性者が見られる地域では、担当者会議なども、将来はオンライン会議で画像のやりとりなどもでき、それが制度的に認められれば幸いかなと思ったりもしております。

最後に、実地指導を含めた指導監査につきましてでございますが、本当におかげさまで、かなりの時間短縮と、また、担当職員がずっと同席を必要とせず、進めていただけるよう

になりまして、簡素化がかなり図られたという実感があります。

一方で、この書類の準備でございますが、全てを事業者や施設が想定して、網羅的に書類を準備することが、やはり負担になることもございます。このため、例えば毎年の集団指導等で、サービスごとに、こういう点については、こういう処理と重点事項をお示しいただければ誠にありがたいかなと存じます。今回、チェックリストで証明する書類の例というものを記載いただいておりますが、加算の場合におきましても、こういう書類を用意しておくよという事で、重点的に御指導いただきますと、実地指導当日も、また、準備する側もスムーズに進むものではないかと考えますので、引き続きよろしく願いできればと思っております。

また、19ページでございます、いわゆる実地指導等の頻度につきましてですが、間隔が長い場合と短い場合と、なかなかどちらが、負担が少ないかという議論もあるようですが、あくまでも例えばということでございますが、現地の視察はちょっと長めの間隔で、間は、集合監査といいますが、例えば書類を自治体様のほうにお持ちして見ていただくような、時々社会保険料の指導でそういうことがございますけれども、何かそういう形で、現地視察は長めにして、間は集合監査とか、そういう方法も1つの簡素化と、それから頻度を保つ方法もあるのかなという事で、少し意見として申し上げたいと思います。

以上でございます。

野口委員長 どうもありがとうございました。

では、榊田委員、どうぞ。

榊田委員 まず、1点目でございますけれども、いろいろな、例えば、更新申請のときの添付書類が、変更がなければつけなくてもいいというのが基本の形になりつつあると思うのです。

そこで、出す書類がどんどん減ってくのは非常にありがたいことなのですが、事業者側に、逆に、この書類については、ちゃんとした保管体制をとって、いつでも分かるような形を作りなさいというのを、同時に示しておいてあげないと、古くなってしまって更新申請の書類で、今までどおりつけていたら分かることが全く見えなくなって、最初の書類か、途中の書類か、どれが本当なのというのが分からなくなってしまうおそれというのも、逆に出てきてしまいます。

ですから、事業者側のほうに、親切にそのようなものを、このようなものについては、提出の義務はないけれども、きちんと管理保管をする書類というのを示してあげておくというのがいいのかなと思っております。

ちょっとそこが余りにも進んできますと、古いところでは、何が何やらさっぱり分からないけれども、更新申請だけはできているという状態が起こってしまうと思いますので、よろしく願います。

それと、もう一点、今回の文書量削減の中で、一番介護事業者のほうで手間取っていて、ローカル・ルール等が一番多かった処遇改善加算関係の部分で、統一様式で、4月の15日

までに提出することになっています。

すごく簡素化が行われて、非常に事業者のほうはありがたい形ができたかなと思うのですが、今年も、少し混乱がある可能性もあります。

というのは、今までの計算方式がごろっと変わっていて、その中身が十分把握できていないというところもありますし、基準値等を、いわゆる計画書で作るのも、今回作る時に、その基準値の信憑性という問題がちょっと起こってきますし、余りにも少し簡素化されて、ちょっと来年の計画のところ起こりそうな問題点をお話ししておきたいと思っています。

まず1つは、出すのが、普通ですと4月から算定が新しくなるという、年度ごとの更新になりますので、2月末日に通用年度であれば届出をしなければいけないと。

ところが、特定処遇改善加算の要件の部分で、サービス提供体制加算等は、2月末日までの、いわゆる実績をもとに、次の年の加算の算定ができるという、同じ期限のときに同じ動きが起こってしまうと。

今年ですかね、元年度の分については、取得見込みというのがオーケーだったけれども、今回の様式では取得見込みという部分がないですので、届出が2月末日までにできない項目をもとに、算定をしなければいけないと。

そうすると、普通で考えますと、今までどおりの、いわゆる特定加算の1か2の算定をしておいて、次に、15日なり月末までに、変更届を出して再度変えるというのが、来年度の普通の姿になってしまうのかなと。

そうすると、計画書で作った、いわゆる取得見込額というのが、実際の金額を反映できない計画書を作って、再度修正をかけざるを得ないということが起こってしまうということがあります。提出時期の問題の関係なのですけれども、やはり、そこもそろえていただくと、非常に基準値等の問題から考えると、楽になるのかなと思っています。

もう一つ、最終的に示されていなかった部分で、算定に係る体制等の届書関係の部分が、今度、各自治体がどのような扱いをするのか、この15日までの提出のときに、今までは変更はなくても体制等の一覧表をつけなさいという自治体も結構ありました。

今回は変更届が要る分は別の処理として、先にも、今、出ていると思いますので、明日までが期限で、施設系も明日までに出て、その両方の部分の変更届は出ると思うのですが、ただ一部の自治体の扱いで、特定処遇改善加算の分は、1月15日に提出だから、その項目は前のままで出して、サービス提供体制加算等の変更だけを先に出して、次に、この15日までのときに、同じ変更届、いわゆる処遇改善加算の変更届を別につけて出してくださいという事態も出てきました。

それで、1つのことを簡素化するなり、標準化することによって、それに関連する項目の扱いが、また、ばらばらになっていくという可能性も、少し残っています。

ですから、1つは標準系を作ったときに、そのフォローというのが、どういう課題が解決できて、どのような新たな課題が出たかというのも少しフォローをしていかないと、簡

素化が必ずしも簡素化にならないということも、標準化が標準化にならないということも起こってくると思いますので、そのフォローというの、常に検討をしていただけたらと思っています。

以上でございます。

野口委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

清原委員、お願いします。

清原委員 まず、専門委員会の委員の皆様には感謝申し上げたいと思います。

私は、本日から専門委員を拝命いたしました。昨年未まで、熱心な集中的な御協議により、『中間取りまとめ』をまとめていただきました内容につきましては、まさに私が市長として、介護保険の保険者として取り組んでまいりましたときに意識しておりました諸課題について、「指定申請」、「報酬請求」、「指導監査」、それぞれについて「簡素化」、「標準化」及び「ICTの活用」と、マトリックスを作り、そして、大変明快にお取りまとめいただきました。そのことに感謝を申し上げます。

その上で、この間、中間取りまとめに関しまして、政省令の改正など、まず、取りまとめたからそれで終わりではなくて、具体的な取組を令和元年度も進めていただきました事務局にも感謝申し上げます。

私も専門委員にさせていただきますことを、大変光栄に思っております。

ただいま御説明いただきました、令和元年度、そして令和2年度以降の事柄につきまして、大きく3点考え方を申し上げます。

1点目は、この文書に係る「負担軽減についての理念」ですが、専門委員の皆様、それぞれ、何はともあれ、「介護の質の向上、その確保」ということを念頭に置いて、それを、まず、最優先に置いて、そのために、できれば、文書等については、「簡素化」、「標準化」、「効率化」することが望ましいとされています。

そのことによって、必ず介護の質の向上が図られる、あるいは人的な資源がなかなか厳しい中でも、事務とかそういうところに過度に時間を割くのではなくて、本来的な介護の質の向上に資するために時間を割くのだと、そういうことがきちんと集約されて、今後も取り組まれていくものと信じています。

そういうときに、それでは「介護の質の確保」と、それから「介護分野の文書に係る負担軽減」が、相乗効果を持っていくかどうかということ、もう既に何人かの委員の方がおっしゃいましたが、やはり「検証」していくということが重要だと思います。「PDCAサイクル」で、簡素化、標準化したけれども、そのことによって、介護の研修の時間が確保されとか、あるいは、質が向上するための処遇改善ができるとか、何かそういうようなことが、検証されていくということが重要で、やはり「PDCAサイクル」を各保険者が、事業者の皆様と連携をしながら示していく、そのことによって、さらに「標準化」、「簡素化」のサイクルが回っていくのかなと感じました。

そのためにも、今、国が用意されているモデル事業を活用し、検証をしていただければよいと思います。

2点目は、「ICTの活用」について申し上げます。

実は本日、所属しております（総務省）統計委員会で、このようなことが決定されました。それは、令和2年、2020年の「国民生活基礎調査」という基幹統計調査の実施を中止することを決定したのです。

これは基幹調査で、大変重要な調査でございますけれども、毎年、保健所や福祉事務所を経由して、調査員調査により実施している基幹統計調査で、今、新型コロナウイルス感染症対策で、各地の保健所は、まさに命の現場として御活躍なので、そうした皆様に調査をお願いするのは困難であり、ここは、中止ということで対応しようということで、統計委員会も厚生労働省の提案を承認したところでございます。

この間、もちろん統計は重要なのですけれども、皆様がICTの活用について、大変多くの御意見を交わされてこられたと伺っておりますが、まさにこのような文書の申請ですとか、やりとりも、先ほども濱田委員さんがおっしゃいましたが、「対面ですることが望ましくない」というような状況のことを考えますと、いい意味で、「オンライン化する」、「ワンストップ化する」というような、「ICTによるデータの申請、共有」が有用です。

それで、データでやりとりするときには、印鑑を押さないわけですから、法人番号で代替するとか、あるいは、セキュリティの観点から、国の公的個人認証のシステムを使うというようなことなど、ICT化が持っているメリットを、ぜひ、新型コロナウイルス感染症対策という危機的な状況ですが、いい意味で推進をし、少しでも現場が、つまり、対面で支援しなければならない現場が、介護保険の現場でもありますから、そのところが「安全確保」できるようになることを、この検討会でも、さらに検討できればよいと思いました。

3点目でございます。

「自治体における取組推進のための仕組み」についてです。

私は、おかげさまで三鷹市長を務めておりますときは、介護保険事業者連絡協議会の皆様と協働することができて、熱心な部会の中で、「介護と医療の連携」も推進することができました。

実践されている皆様の現場の活動に基づいた御提案というのを、市としても大変ありがたく、協働のパートナーとして進めることができました。

その中で、今回、22ページのところで、ちょうど令和2年度が、『介護保険事業支援計画』を改定する時期でございますけれども、地域の実情に応じて、都道府県と市町村の連携した取組がさらに進むよう、『介護保険事業支援計画』の記載事項として、「介護人材の確保、資質の向上」や、その「業務の効率化」、「質の向上に関する事項」を追加するとあります。

私は、このことは極めて重要で、現場では常に、できれば、「簡素化」し、「標準化」し、「業務の効率化」を進めて、「質の向上」のほうを優先したいと思っているわけです。



したがいまして、この含意としての「業務の効率化」、「質の向上」には、「文書に係る負担軽減」がセットで存在しなければならない。そのことをきちんと、各市町村、保険者に伝えるとともに、それをしっかりと都道府県が支援していただきたいと、神奈川県さんが取り組んでいらっしゃる事が、資料の4で示されていることは、まさに、県が市町村の保険者としての業務をしっかりと支援している、それを文書の面でも支援しているということが示されている例だと思えます。

ぜひ、自治体にはインセンティブが必要で、しかも今年度は、市民会議を設置して、市民参加をして各市町村が、これから本格的に計画を作っていきます。事業者の方にも御協力いただくわけですが、一般市民の皆様にも、「質の向上のための文書の軽減、簡素化」なのであり、「質が上がらないようなものだったら、それは望ましくない」ということを見守っていただく、評価していただくきっかけにもなりますし、そして、先ほど「介護、医療の連携」と申し上げましたが、個人情報、セキュリティを確保しながらも、今後はひょっとしたらスマートフォンで、それぞれの介護記録とか、そういうことを記入して、しかるべく守られた中で共有することの方が、文書を一々書いていくよりも、一般化しているというような地域もあるように伺っておりますので、ぜひ一般市民の皆様にも、高齢者の皆様、介護保険利用者の皆様のサービスの質が向上のために、これ(文書に係る負担軽減)が存在するのだと認識が深まればと思えます。

ですから、「行政の今までの慣習とか慣例を破ることも必要なのだ」というようなことも、このキーワードが入ることで、現場の生のお声としての市民会議が展開していくのではないかなと思えます。

今後とも保険者の経験とともに、高齢者の皆様への取組を、事業者の皆様、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会、栄養士会の皆様と連携して実施してきた経験から、発言ができればと思えますので、くれぐれもよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

野口委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

安次富参考人、お願いします。

安次富参考人 豊島区の安次富と申します。参考人として意見の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

松田の代理といたしまして、発言させていただければと思えます。

まず、参考資料1、2というところで、今まで都合5回開かれてまいりました、いろいろな中間取りまとめであるとか、そういったような内容について介護保険部会での御報告であったり、今回、処遇改善加算、特定処遇というような形での通知という形で、対外的に発出されまして、本当にありがとうございました。

そういったような着実な簡素化という話の、進捗というお話の中で、私ども保険者の立場としてお話をさせていただきますと、やはり一番私どもの業務で影響が大きかったのが、

平成30年度の、平成30年10月に発出されました省令改正、こちらの事務の簡素化についての話が非常に大きかったです。

感覚ベースの話で差し上げると、平成28年に、私ども区町村のほうに、地域密着型の事業所、通所介護の移管がございまして、平成30年に居宅介護支援というような形で、事務処理量が非常に増加していた中、今回のこの30年、7ページ目でございますが、1つ令和元年度の成果として、平成30年度の省令改正というようなところの話で、平成29年ベースの事務処理件数まで、実は変更届出の数が、豊島区としては抑えることができました。

こういったようなところの話で、やはり人をかけなければ、今の事務、行政のお仕事はできないというところの話から、やはり事務処理件数が、私どもで少なくなったというところは、転じて事業所の皆様の事務負担の軽減にもつながったのかなと思っております。

こちらが、まず、30年10月の省令改正というところの話から、続きまして、更新申請についてのお話です。

当委員会では、やはり、事務の標準化、簡素化というところの話が大きな命題であるというところは、ある内容で、私自身も理解しておりますが、スライドで申しますと16スライド目、こちらのほうで更新申請についてのお話を取り上げられておりますが、やはり平成18年に更新制がなぜ導入されたのかというところについての話は、1つ大事にさせていただきたいと思っております。

私ども常々お話しさせていただいておりますが、自治体といたしましては、新規指定、更新申請する際に、適切な事業所を運営する場合には、新規指定、更新してはならないという形で、介護保険法で禁じられております。そういったようなところの中で、やはり適切な事業所であるというところを確認するというすべについては、やはりある一定度確保させていただきたいと考えております。

最後に、榊田委員のほうからもお話がございましたが、提出書類、今回、御提示いただいた事務の簡素化というところについて、押印した書類をPDF化して自治体保険者に送付してもらってもいいというような形のお示しがございます。

一方で、そういう意味からすると、原本は事業者の側のほうに保管がされるのかなというところがございます。

それで、介護報酬の請求に関しては、請求に関する書類は、ある一定限、事業所、事業者の方で保管しなければならないという通知等がございますが、今回そういったようなところの部分についても御検討御議論いただければ、私ども保険者としてはありがたいという意見です。

以上です。ありがとうございました。

野口委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、石川委員の次に、今、お手を挙げになったのは、木下委員、お願いします。

石川委員 秦野市の石川です。いつもお世話になっております。

短期間で負担軽減に向けて、いろいろな取り決めや様式等の御検討をされて、本当に実際に運用する側では、助かっていることだなと感じております。

その中で、総合事業については、来年度取り組まれるということですが、総合事業は市町村独自の判断基準がかなりあるなかでやっているのが現状です。

また、介護保険とは違う部署で総合事業を実施している自治体もあり、なかなかシンプルな形にできずに頻回に書類の提出を求めるような対応をしているのが実情で、できるだけ早めに、シンプルな形の指針をお示しいただけると、助かります。

特に、通所サービスのAと通所介護を一体化でやっている事業は、曜日ごとの人員配分が変わるたびに変更申請を求めていますので、早めに標準化したものを示していただきたいと要望します。

それと、市町村レベルですと、先ほどの地域密着型のサービスに通所介護や居宅介護支援事業所が加わったことで、市町村レベルで全てやるのが厳しい状況となり、本市では今年度から実地指導につきましては、委託を導入してやっております。

申請、更新等は非常に簡素化してきているのですが、実地指導を専門にやっている業者さんに委託をすることにより、市町村がやるよりハードルが高い実地指導となっています。私たちだけではきづけなかったことがたくさんあり、専門にやっているところはすごいなと思っているところですがけれども、実地指導を受けている事業所さんのほうからすると、全然負担軽減につながっていないという声が届いている状況があります。実地指導というものは、何のために行うのかということや、何のための人員基準や運営基準なのか、加算を取って何をすればいいのかということが抜けていて、人数が整ったから加算がとれるというような事業運営になってしまっているようなところがあるのが現実かなと思います。来年度実地指導を検討する際に、負担軽減と併せてサービスに求める目的を果たすための記録の残し方についても示していく必要があると思います。また、実地指導で見ていくべきところもお示しいただけるような検討ができるといいなと考えております。

また、最近示されたインセンティブ交付金の評価指標を見ると、利用者の状態を改善するという評価が示されておりまして、やはり、事業所の方たちが、日々利用者に対してどう向き合っていくかが重要と感じております。それは保険者としても実地指導で見ていくのか、あるいは研修がいいのかもかもしれませんが、そこには市町村の立場でも真剣に取り組んでいかなければならないと思っております。その辺を踏まえた上での検討がされると、簡素化だけでなく、質を上げるところに結びつくのかなと感じております。

以上です。ありがとうございました。

野口委員長 どうもありがとうございました。

では、木下委員、お願いします。

木下委員 全老健の木下でございます。取りまとめ、誠にありがとうございました。

各委員の皆様がおっしゃいましたことに本当に同意で、短期間にすごく分かりやすくまとめていただけたことに、改めてお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

私のほうからは、大分ほかの委員の方がおっしゃいましたことをなぞらえるような形になってしまうのですが、幾つか申し上げたいと思います。

まず、梶田委員からもお話がありました。実際に過去のこの委員会の中でもお伝えしておりますとおり、今回は指定申請、報酬請求、指導監査が柱にはなっていますが、その中間には加算の申請というものが必ず関わっております。

指定申請時には加算に関するもののうち一部必要なものを出しておりますし、報酬請求の根拠に加算の届出というものがありません。梶田委員からは、特定処遇改善加算とサービス提供体制加算の相関性というところで、届出のサイト、要するに提出タイミングが異なっているという部分が御指摘があったかと思っております。そのずれが、サービスごと、保険者ごとに異なるということが、さらに起きておまして、現場は年度末のお忙しいところに、例えば今年で言えばコロナのことも相まって、非常に大変な思いをされているところが多いのではないかなと思っております。

そろえられるものをそろえるというのは、ここの中でも、ほかの項目でも挙げておりますけれども、加算についても同様の見直しをしていくということが、指定申請、更新申請、報酬申請にもつながっていくことかと思っておりますので、この3つの柱の中に加算の申請というものを忘れずに置いておいていただきたいなということが、1点申し上げたいことです。

2点目で、こちらの資料の中で、ICTに関連するところの資料で、後ろのほうだったと思うのですが、21ページです。

破線の枠組みの中で、ウェブ入力や電子申請を推進すべきという意見のところ、簡素化及び標準化が、ウェブ入力、電子申請等のさらなるICTとの活用の前提となると記載がございます。

前々回でしたか、遠藤委員のほうから資料をお示しいただきまして、ICTとの活用というのがまず前提で、そこに行かない限り、この介護分野の文書に係る負担の軽減ということは実現し得ないというお話をいただいたかと思っております。

この資料ですと、簡素化及び標準化ありきで、ICT化に進む、と受け取れるように私自身は印象を受けたものですから、これは両輪で動かしていかないと、以前にも申し上げましたが、実現するころにはそのシステムが古いものになってしまっていて、次の簡素化の議論が間に合わないということが必ず起きます。そのぐらい、ICTの技術の進歩のほうは早いと思っておりますので、このところは、もう少し文言を工夫していただくと良いなと、読んで思った次第です。

最後3点目ですが、清原委員からの御発言に、うんうんとうなずいてしまったのですが、私がこの会議の参加について、全老健から話をいただいて、最初に感じましたのが、今回議論されるのは、あくまでバックオフィスとか、そういった事務的な処理を行っているスタッフの業務に関わるものが中心で、介護の現場にかかわるものではないのだな、ということでした。

ほかの委員の皆様からも御発言がありましたとおり、これが現場の負担の軽減になって、さらに清原委員がおっしゃいましたように、介護の質そのものが高まる方向につながらなければ、この議論も、何を簡素化するかとか、標準化するかというところに、ただ陥ってしまうのかなと思います。今回やっていることが、バックオフィスの負担軽減になり、どんどんICT化と簡素化を進め、最終的には現場の負担が減り、そして、介護の質が上がってくというところにちゃんと至れるのか、ぜひとも、継続的な効果評価をお願いしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

野口委員長 どうもありがとうございました。

ICT化、20ページの文言を若干工夫していただけないか、ということだったのですけれども、いかがでしょうか。

山口介護保険計画課長 先ほどのお話は、標準化、簡素化をやってからのICT化ということではなくて、両輪で進めるということで、我々もそこはしっかり意識してやっていきたいと思っております。

野口委員長 よろしいでしょうか、木下委員。

木下委員 はい。

野口委員長 ほかに、では、江澤委員、お願いします

江澤委員 ありがとうございます。

今回の取組について、ぜひ推進していただきたいと思っております。

その上で、幾つか意見と要望を申し上げたいと思います。

まず、今回の介護分野の文書は、全体の介護業務の総量からすると、ごく一部の部分になると思っています。

今回の背景は、人材確保というよりは、自治体における提出書類について、自治体間において差が大きいとか、あるいは量が膨大になっているということです。それから、実地指導においても、自治体間で差があったり、担当者によって差があるという意見が従前からあったことを背景に、この取組がなされていると、むしろ認識しているところでございます。

したがって、今回の介護分野の文書の中身については、多くは事務系の職員あるいは一部相談員等が関わる人が多いと認識しております。

一方で、介護人材の確保の本丸は、もちろん事務系スタッフも、相談員さんも非常に重要な職員でありますけれども、本丸は現場の介護をする介護福祉士等の介護職員の確保でございます。

したがって、この取組のアウトカムをどう考えるかというときに、今回の取組について介護人材の確保をアウトカムにすると、恐らく結果的には、あまり適しないものになるのではないかと考えております。

したがって、今回、令和元年度内の取組、1、2年以内の取組、3年以内の取組と3層

構造になっており、それぞれについて、しかるべきときに、ぜひアウトカム評価をしていただきたいと思っておりますけれども、事業者にとって、どの程度負担軽減になっているのか、あるいは市町村や自治体において負担増になっていないか、あるいは負担軽減になっているのか、それからサービスの質については、恐らくサービスの向上には、あまり今回の取組は直接的な影響が少ないかもしれませんが、まず利用者のサービス提供に不具合がないかということが重要な視点になると思っております、それをしかるべきときに、ぜひ調査をして確認をする必要があると思っております。

今後は、この会議のmatterではないと思っておりますけれども、現場の介護職員の記録の削減等は、非常に重要な視点だと考えているところでございます。

それから、調査研究事業が幾つか示されておりますけれども、ぜひ分析能力の高いシンクタンクを御選定いただきたいと思っております。

昨今、調査研究事業は、物すごい数が行われておりますけれども、やはりその組立てであったり、結果の解析、分析、ここは非常に重要だと思っておりますので、ぜひその辺りをまたお願いしたいと思っております。

最後に実地指導について、先ほどから幾つか意見が出ていますけれども、まず、自治体、市町村あるいは担当者のほうにおいては、ぜひ介護の政策あるいは介護報酬改定について熟知をしていただきたいというのが1点。

ですから、3年ごとに介護報酬改定がなされて、毎回新しい加算ができたりしていますけれども、そういった加算が何のために設定されて、そして、目的は何であるのかということ、ぜひ現場と共有する必要があります。

一方で、現場の事業者におきましても、加算を取ることが目的ではないわけです。

したがって、実地指導においても、事業者の業務においても、介護保険の目的である尊厳の保持と自立支援、利用者の尊厳の保持と自立支援ということが、究極の目的であり、実地指導をすることが目的でもありませんし、加算を取ることが目的でもなくて、最終的には利用者の尊厳の保持と自立支援、サービスの質の向上につながっているかどうかということが重要ですので、そういった視点をもう少し持って、要は、施設基準を満たしているかどうかだけで、実地指導が行われているのはちょっと寂しい気がします。これは事業者のほうにおいても、決して加算を取ることが目的ではないということは、今一度認識をして取り組んでいく必要があると思っておりますので、今回の取組は、ぜひ進めていくべきものでありますけれども、やはり現場の介護職員は、事業者が行ったサービスの質によって、利用者の方がお元気になるとか、笑顔になるとか、あるいは自立支援につながっていると、そういったことが非常に重要な、介護職を続けることのやりがいにつながりますので、そういった視点が非常に重要でありますから、ぜひ進めていくべきでありますけれども、アウトカムについては、そういったところを含めて検討していただきたいと思っております。

以上でございます。

野口委員長 どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。一応皆様、全員御発言があったかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、眞鍋課長、どうぞ。

眞鍋老人保健課長 割り込んだ形になって、大変申し訳ございません。老人保健課長でございます。

先ほど、主に榊田委員から御指摘いただきました、処遇改善加算の関係で2つほどコメントをさせていただきたいと思っております。

今日参考資料の2でおつけさせていただいております。これは事務局からも御紹介させていただいた中にごさいましたとおり、従来の介護職員の処遇改善加算、そして、また、介護職員の特定処遇改善加算、こちらは昨年10月から行っているものでございまして、実施時期が違うということで、これまで2つの種類のそれぞれの届出をさせていただいたということを、この検討会の中間まとめにもありまして、一本化するということで、今年やらせていただいたものでございます。

また、その中で、届出に対しても柔軟に対応するというので、来月15日までの届出で算定可能というふうにした際のものでございまして、私どもの、この検討会の指示を受けまして、かなり関係団体の皆様とも丁寧に調整をさせていただいて出させていただいたと認識をしております。

その中で、御発言にありました中で、過去の実績の計算期間なのですが、前年3月から2月ではなく、この4ページにあるのですけれども、前年1月から12月であるということは、一応コメントさせていただくということと、それから4ページの上から5行目にございます。それからサービス提供体制加算ですけれども、こちらの取得見込みでも届出可能であるというような運用をしているということは、御説明をしておかなければいけないと思われましたので、あえて御説明をさせていただきます。すみません、テクニカルな発言になってしまいました。

一方で、こういう標準化を進めた中で、また次の課題が出るということも榊田委員から、お教えいただきましたので、そこは、また、新しいQ&Aや、運用の改善に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

野口委員長 どうもありがとうございました。

ほかには、いかがですかね。

それでは、本日は、どうもありがとうございます。

これで、本日の審議を終了したいと思います。

事務局におかれましては、本日の議論も踏まえつつ、来年度以降も中間取りまとめで示した取組の具体化を進めていただくようお願い申し上げます。

また、本専門委員会でも引き続き、実施状況についてフォローアップをしてまいりたい

と思います。

本日は、皆様、コロナで大変なところ、どうもありがとうございました。